

費用は無料です

受けましたか？

今年の

特定保健指導

今年度の健康診断（特定健診）の結果、
「特定保健指導の対象者」となられた方は、
未来を守るために特定保健指導を受けてください。

利用方法

裁判所共済組合
ホームページは
こちらです。→



① 医療機関を予約

裁判所共済組合または全国健康保険協会各ホームページから、ご希望の医療機関を選び、予約してください。

※ 裁判所共済組合ホームページの「福祉事業」から「特定健康診査及び特定保健指導実施機関」を選択すると、実施可能な実施機関が確認できます。

ホームページに掲載されている実施機関の情報は、一部変更になっている場合もありますので、予約時に確認をお願いします。

② 特定保健指導を受診

当日は、「特定保健指導利用券」と「組合員証（又は被扶養者証）」を持って受診してください。

「利用券」は、9月以降に順次、対象者のご自宅宛てに送付しています。

組合員の異動等により組合員証（又は被扶養者証）が新しくなった方や「利用券」を紛失・破損等した場合には、所属の共済組合支部へ連絡し、再発行の申請を行ってください。

特定保健指導の実施率は、基準値が設けられており、基準を満たさない場合は、後期高齢者支援金の加算措置（ペナルティ）が課されます。

裁判所共済組合は、令和2、3年度の特定保健指導の実施率が基準値を満たしておらず、ペナルティが課される予定です。